

広島県告示第七百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和六年七月三十日までの間、縦覧に供する。

令和六年七月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

本郷久井線

三 道路の区域

区 間	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三原市高坂町大字許山五九四番一地从先から 三原市久井町大字坂井原字焼御堂二一四〇四 番九八地先まで	旧	八・八〇〇～一 〇八・〇〇〇 二・七〇〇～八 〇・〇〇〇	八、五九六・ 〇〇 七、一二〇・ 〇〇	
三原市高坂町大字許山五九四番一地从先から 三原市久井町大字坂井原字焼御堂二一四〇四 番九八地先まで	新	二・七〇〇～八 ・五〇〇	三、七六二・ 四〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 三、三五七・ 六〇メートル